

いただいたご意見に対する考え方

番号	項目	同意見 の番号	考え方 ○:法制上確認し必要な修正を行ったもの
1	全般		原因については、条例制定の背景として捉えており、条文として規定まではしていません。 効果的な対策については、第11条等で規定しています。
2	全般		参考意見とさせていただきます。
3	全般		参考意見とさせていただきます。
4	全般	63	章数を9から4つに再編整理しました。
5	その他		基本計画を策定する際の参考意見とさせていただきます。
6	第01条		○(常用漢字に修正しています)
7	第01条		○(条文の表現を統一しました)
8	第01条		○(ご意見を踏まえ条文を修正しました)
9	第01条	9、36,71	○(ご意見を踏まえ条文を修正しました)
10	第01条		○(条文の表現を統一しました)
11	第01条		○(ご意見を踏まえ条文を修正しました)
12	第01条	28	○(ご意見を踏まえ条文を修正しました)
13	第01条 第04条	13～16、 26、30～34	県民の主体的な取組が重要であることから、あえて県民の責務として規定し、歯科医療関係者よりも先に条文を置いています。
14	第01条 第04条		
15	第01条 第04条 第05条		
16	第01条 第04条 第05条		
17	第01条		○(条文の必要な修正を行いました)
18	第02条		○(ご意見を踏まえ条文を修正しました)
19	第02条一		○(常用漢字に修正しています)
20	第02条二		生涯を通じた取組例として「8020運動」を規定しています。
21	第02条二		○(ご意見を踏まえ読み仮名を併記しました)
22	第02条二		○(数字の記述を工夫しました)
23	第02条二	23、 41,45,66～ 68,307	○(用語を統一しました)
24	第02条二 第11条		8020運動の内容に入っているものの、条文までには規定しない。
25	第02条三		○(ご意見を踏まえ条文を修正しました)

番号	項目	同意見 の番号	考え方 ○:法制上確認し必要な修正を行ったもの
26	第03条	13～16、 26、30～34	県民の主体的な取組が重要であることから、あえて県民の責務として規定し、歯科医療関係者よりも先に条文を置いています。
27	第03条		○(ご意見を踏まえ条文を修正しました)
28	第03条	12	○(ご意見を踏まえ条文を修正しました)
29	第04条		第4条(県民の責務)の中に内容としては入っています。
30	第04条		
31	第04条		
32	第04条	13～16、 26、30～34	県民の主体的な取組が重要であることから、あえて県民の責務として規定し、歯科医療関係者よりも先に条文を置いています。
33	第04条 第05条		
34	第04条 第05条		
35	第04条		○(ご意見を踏まえ条文を修正しました)
36	第04条 第07条 第1項	9、36,71	○(ご意見を踏まえ条文を修正しました)
37	第05条		参考意見とさせていただきます。
38	第05条		参考意見とさせていただきます。
39	第05条		参考意見とさせていただきます。
40	第05条		○(用語を統一しました)
41	第05条	23、 41,45,66～ 68,307	○(用語を統一しました)
42	第05条		○(ご意見を踏まえ条文を修正しました)
43	第05条		第11条第2号の規定で整理しています。
44	第05条		参考意見とさせていただきます。
45	第05条	23、 41,45,66～ 68,307	○(用語を統一しました)
46	第05条		参考意見とさせていただきます。
47	第05条		努力規定であり、条文趣旨を踏まえた活躍を期待しています。
48	第05条 第06条	48,49,52	○(ご意見を踏まえ条文を修正しました)
49	第06条		
50	第06条		市町の役割が重要であることから、こうした条文を設けていますが、内容は法律上のものを確認しています。
51	第06条		○(ご意見を踏まえ条文を修正しました)
52	第06条	48,49,52	○(ご意見を踏まえ条文を修正しました)

番号	項目	同意見 の番号	考え方 ○:法制上確認し必要な修正を行ったもの
53	第07条		用語の定義まではしていませんが、具体的な内容については、別途整理しています。
54	第07条 第1項		○(文書表現を工夫しました)
55	第07条 第1項		参考意見とさせていただきます。
56	第07条 第2項		○(ご意見を踏まえ条文を修正しました)
57	第07条 第2項		○(ご意見を踏まえ条文を修正しました)
58	第07条 第2項		参考意見とさせていただきます。
59	第07条 第2項		参考意見とさせていただきます。
60	第08条		あくまで努力義務として規定しています。
61	第08条		用語の定義まではしていませんが、具体的な内容については、別途整理しています。
62	第08条		○(ご意見を踏まえ条文を修正しました)
63	第09条 第10条	4	他条項でも県の責務があり、それぞれに分けて規定する意味があるため、原文のとおりとしています。
64	第09条 第10条		○(ご意見を踏まえ条文を修正しました)
65	第10条		○(ご意見を踏まえ条文を修正しました)
66	第10条	23、 41,45,66～ 68,307	○(用語を統一しました)
67	第10条 第11条一		
68	第11条 第05条		
69	第10条	69、70	○(ご意見を踏まえ条文を修正しました)
70	第10条		○(ご意見を踏まえ条文を修正しました)
71	第10条 第11条三	9、36,71	○(ご意見を踏まえ条文を修正しました)
72	第11条 第12条		○(基本的施策を踏まえ計画を策定するという趣旨から、原文のとおりとしています)
73	第11条		参考意見とさせていただきます。
74	第11条		第11条第5号の中に含めています。
75	第11条一		○(ご意見を踏まえ条文を修正しました)
76	第11条一		○(ご意見を踏まえ条文を修正しました)
77	第11条一		基本計画を策定する際の参考意見とさせていただきます。
78	第11条一		第4条(県民の責務)の中に含めています。
79	第11条一 第11条二		○(ご意見を踏まえ条文を修正しました)
80	第11条二		第5条(歯科医療関係者の責務)の中に含めています。
81	第11条二		基本計画を策定する際の参考意見とさせていただきます。

番号	項目	同意見 の番号	考え方 ○:法制上確認し必要な修正を行ったもの
82	第11条三		○(ご意見を踏まえ条文を修正しました)
83	第11条三		○(ご意見を踏まえ条文を修正しました)
84	第11条三	84~86、88 ~93、95,96	これまでの取組状況も踏まえて規定しています。 また、「健康教育」については、保育園も含めた条文であるため、盛り込んでいません。
85	第11条三		
86	第11条三		
87	第11条三		○(効果的な歯科保健対策に含まれています)
88	第11条三	84~86、88 ~93、95,96	これまでの取組状況も踏まえて規定しています。 また、「健康教育」については、保育園も含めた条文であるため、盛り込んでいません。
89	第11条三		
90	第11条三		
91	第11条三		
92	第11条三		
93	第11条三		
94	第11条三		基本計画を策定する際の参考意見とさせていただきます。
95	第11条三	84~86、88 ~93、95,96	これまでの取組状況も踏まえて規定しています。 また、「健康教育」については、保育園も含めた条文であるため、盛り込んでいません。
96	第11条三		
97 ~ 124	第11条三	97~124	フッ化物洗口の有効性も確認し、原文のとおりとしています。
125 ~ 301	第11条三	125~301	フッ化物洗口に対する心配のご意見があることも踏まえ、あくまで強制するのではなく、実施しようとする者に対して助言・支援することを規定しています。 なお、歯と口腔の健康づくりの推進に当たっては、フッ化物洗口に特定するのではなく、ブラッシングや生活習慣なども含めた取組が重要であると認識しています。 また、フッ化物洗口を推進する場合は、学校現場等の現状も踏まえ、十分な理解を得て実施されるよう留意する必要があると考えています。
302	第11条四		○(ご意見を踏まえ条文を修正しました)
303	第11条五		○(ご意見を踏まえ条文を修正しました)
304	第11条六		○(内容を確認し原文のとおりとしています)
305	第11条六		参考意見とさせていただきます。
306	第11条六		○(条文の中で定義付けをしています)
307	第11条六	23、 41,45,66~ 68,307	○(用語を統一しました)
308	第11条七		基本計画を策定する際の参考意見とさせていただきます。

番号	項目	同意見 の番号	考え方 ○:法制上確認し必要な修正を行ったもの
309	第11条七		参考意見とさせていただきます。
310	第11条七		○(表現を工夫しました)
311	第11条七		○(用語を統一しました)
312	第11条七 第9条		○(ご意見を踏まえ条文を修正しました)
313	第11条八		参考意見とさせていただきます。
314	第11条八		参考意見とさせていただきます。
315	第11条八	315,316	○(ご意見を踏まえ条文を修正しました)
316	第11条八		○(ご意見を踏まえ条文を修正しました)
317	第11条八 第11条九		○(ご意見を踏まえ条文を修正しました)
318	第11条九 第13条		○(ご意見を踏まえ条文を修正しました)
319	第12条		○(ご意見を踏まえ条文を追加しました)
320	第12条		○(ご意見を踏まえ条文を修正しました)
321	第12条第 2項		○(ご意見を踏まえ条文を修正しました)
322	第12条第 5項		○(ご意見を踏まえ条文を修正しました)
323	第13条	323、325～ 330,339	新規調査を前提にした規定ではなく、既存調査なども有効に活用することを想定しています。
324	第13条		参考意見とさせていただきます。
325	第13条	323、325～ 330,339	基本計画を策定する際の参考意見とさせていただきます。
326	第13条		
327	第13条		
328	第13条		
329	第13条		
330	第13条		
331	第13条 第2項		○(ご意見を踏まえた条文を一部修正しました)
332	第13条		○(ご意見を踏まえ条文を修正しました)
333	第14条		○(ご意見を踏まえ条文を修正しました)
334	第14条	334～338、 340～344	実効性を確保する上での努力規定として整理しています。
335	第14条		
336	第14条		
337	第14条		

番号	項目	同意見 の番号	考え方 ○:法制上確認し必要な修正を行ったもの
338	第14条		
339	第14条	323、325～ 330,339	基本計画を策定する際の参考意見とさせていただきます。
340	第14条	334～338、 340～344	実効性を確保する上での努力規定として整理しています。
341	第14条		
342	第14条		
343	第14条		
344	第14条 第11条三		
345	第14条	345、346、 348、349	参考意見とさせていただきます。
346	第14条		
347	第14条		基本計画を策定する際の参考意見とさせていただきます。
348	第14条	345、346、 348、349	参考意見とさせていただきます。
349	第14条		
350	第15条		条文には入れないものの、啓発活動は現在行われています。
351	第15条		○(ご意見を踏まえ条文を修正しました)
352	第15条		○(ご意見を踏まえ条文を修正しました)
353	第15条		○(ご意見を踏まえ条文を修正しました)
354	第15条		○(ご意見を踏まえ条文を修正しました)
355	第15条		○(ご意見を踏まえ条文を修正しました)
356	第05条		現条文の中に含めており、より簡潔で分かりやすい条文となるよう整理しています。